

公契約法の制定を求める意見書

建設業は、元請けと下請けという重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が確立されておらず、最近の公共事業の大幅減の影響による仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活は不安定なものとなっている。

また、東日本大震災をはじめ、頻発する集中豪雨や土砂災害による被害が各地で発生しているが、地域の建設業は公共事業予算の削減とともに疲弊しており、災害に対応できる建設業者が不足する事態となっている。加えて、建設業は地方部における基幹産業のひとつとして、雇用創出の面からも必要かつ不可欠な存在である。

こうした状況のなかで、国土交通省は、建設業の活性化ならびに育成のため、今年度の建設労働者の労務単価を全国平均15%以上引き上げた。行き過ぎた価格競争により建設業全体の疲弊を招いた結果、東日本大震災からの復興事業を中心に建設労働者が確保できない現状に対応するための措置であるが、建設労働者の賃金改善・生活改善に繋がる今回の労務単価引き上げは評価できるものである。今後は、建設労働者の賃金引き上げが確実に行われることが、景気回復や建設業の活性化に必要不可欠である。

建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るため、公共事業における新たなルールづくりとして、公共事業における労働者への賃金支払いのあり方などを定めた「公契約法」の制定など、下記の事項を推進されるよう強く要望する。

記

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定をすること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項について実効ある施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日

魚津市議会